

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		公民館の使用料の減免の決定		
根拠例規及び条項		多治見市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和 56 年条例第 7 号）第 9 条		
所 管 部 課 名		環境文化部 文化スポーツ課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市公の施設等の使用料及び利用料金減免取扱規則（平成 9 年規則第 26 号）		
	基 準	<p>多治見市公の施設等の使用料及び利用料金減免取扱規則に定めるところによる。</p> <p>○規則第 4 条 一般使用の使用料の減免 本市・公共団体・公共的団体・各種団体 別表 2（第 4 条関係）公共的団体（一般使用） 別表 5（第 4 条関係） 各種団体（公民館を使用する場合の減免団体）</p>		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 ～1 日程度（注：休日は含まない。）		
	内 訳	<p>経由機関 日（機関名）</p> <p>協議機関 日（機関名）</p> <p>処分機関 ～1 日</p>		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				